

『静岡県移動等円滑化のために必要な 県道の構造に関する基準を定める規則』の改正

令和2年 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正

1. 公共交通事業者など施設管理者におけるソフト対策の取り組み強化
2. 国民に向けた広報啓発の取り組み推進
3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大（**旅客特定車両停留施設**）
4. 省令による追加（**自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路**）



旅客施設及び車両等



道路／路外駐車場
(**旅客特定車両停留施設を追加**)



都市公園



建築物
(**公立小学校を追加**)

県条例

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例
(第5条)

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する移動円滑化のために必要な県道の構造に関する基準は、**規則**で定める。

県規則

静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則

県の対応

省令どおりに県規則を改正

1 旅客特定車両停留施設

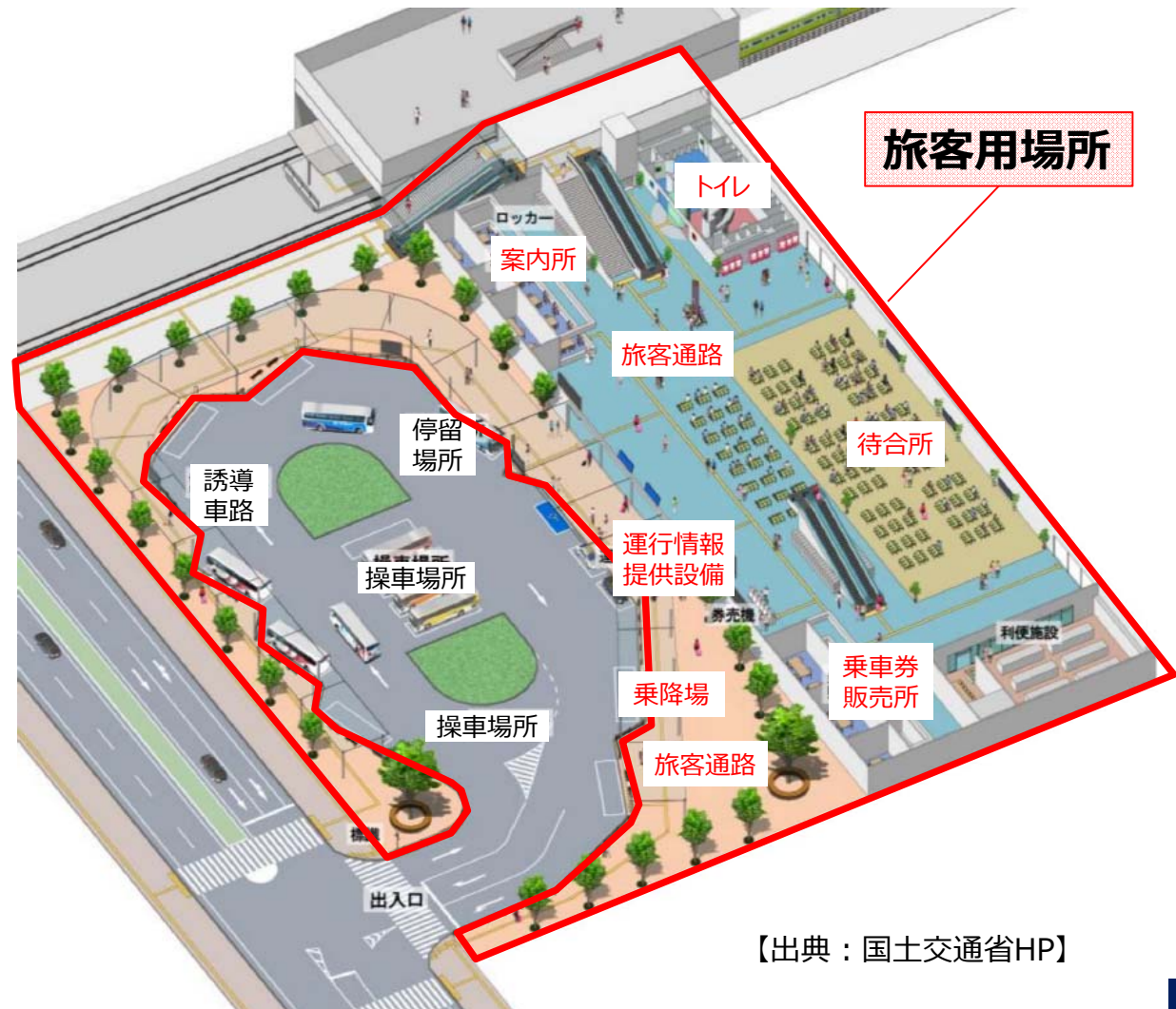
2 自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路

改正内容

バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設のうち、旅客を対象とする特定車両停留施設（旅客特定車両停留施設）をバリアフリー基準適合対象に追加

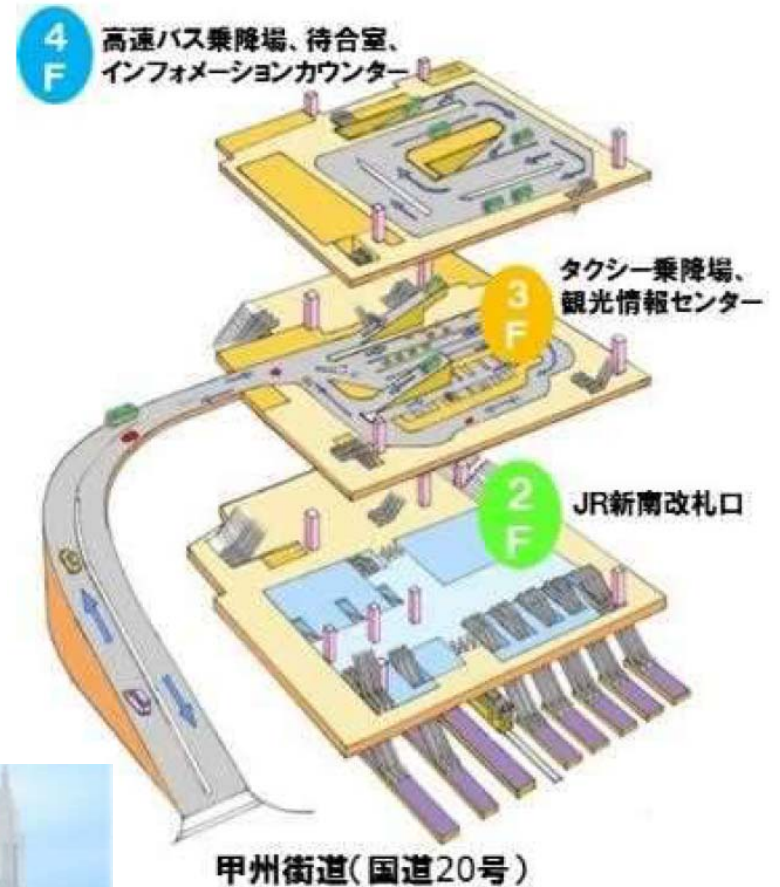
【対象施設】

通路
出入口
エレベーター
傾斜路
エスカレーター
階段
乗降場
運行情報提供設備
トイレ
乗車券等販売所
待合所及び案内所
券売機



【出典：国土交通省HP】

旅客特定車両停留施設の例（バスタ新宿）

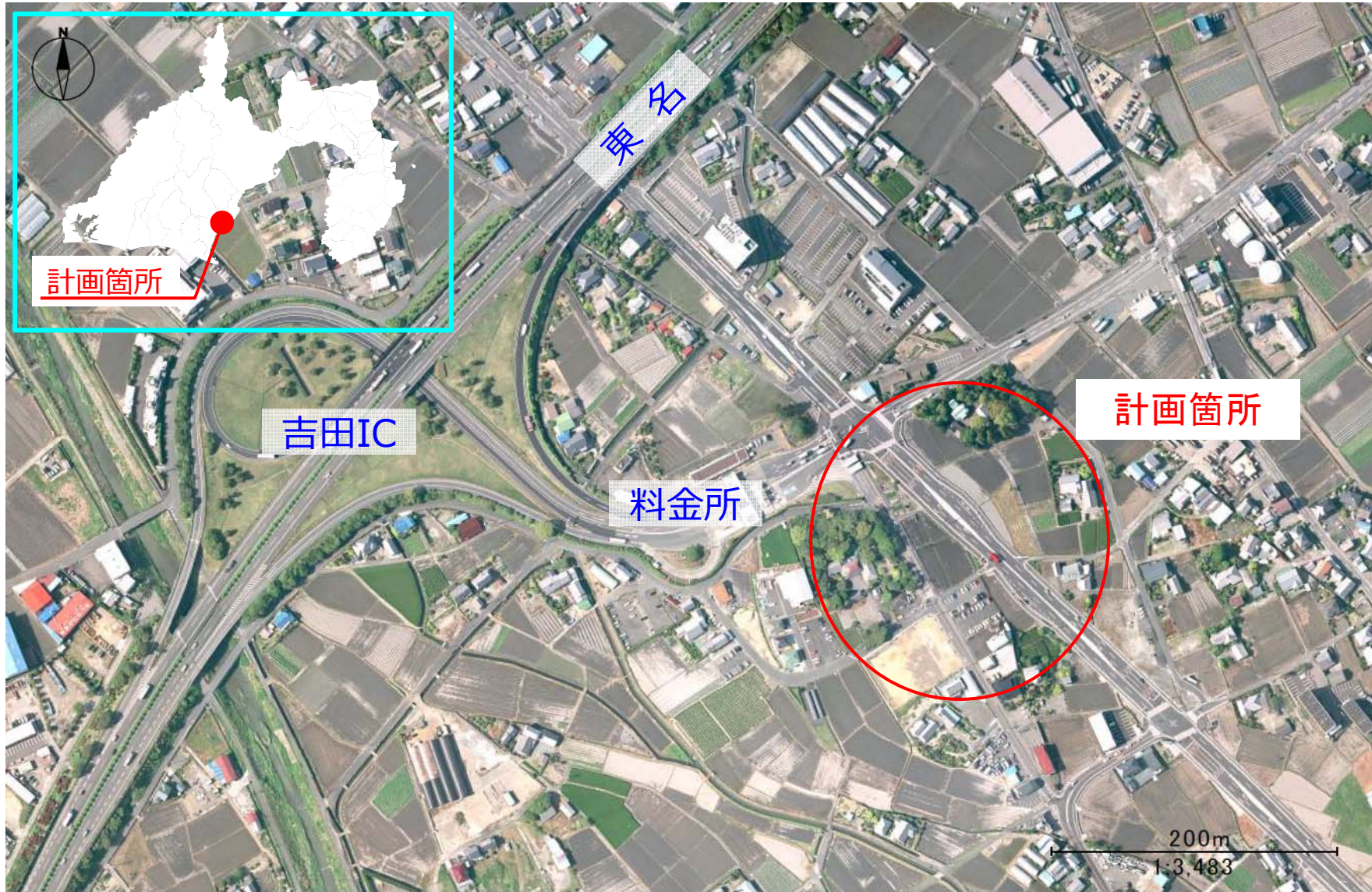


【出典：国土交通省HP】

(参考) 県内バスターミナル



県内計画箇所



旅客特定車両施設の構造基準の一例

旅客特定車両停留施設の旅客用場所（乗降場、通路等）のバリアフリー基準

【バリアフリー基準の例】

乗降場

<視覚障害者誘導ブロック等>



視覚障害者誘導用ブロック
柵

バリアフリー基準

- ・視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備（柵、視覚障害者誘導用ブロック等）を設置する

通路

<傾斜路>



1.2m以上

バリアフリー基準

- ・有効幅員 1.2m以上
- ・階段に併設する場合は 0.9m以上
- ・縦断勾配 8%以下
- ・二段式の手すりを両側に設置

<エレベーター>



0.8m以上

バリアフリー基準

- ・かごの大きさ 1.4m以上 × 1.35m以上
(エレベーターの台数、かごの大きさは、利用状況を考慮して定める)
- ・出入口の有効幅 0.8m以上
- ・乗降ロビーの幅・奥行き 1.5m以上 × 1.5m以上

その他の旅客の用に供する場所

<待合所>



休憩の用に供する設備

バリアフリー基準

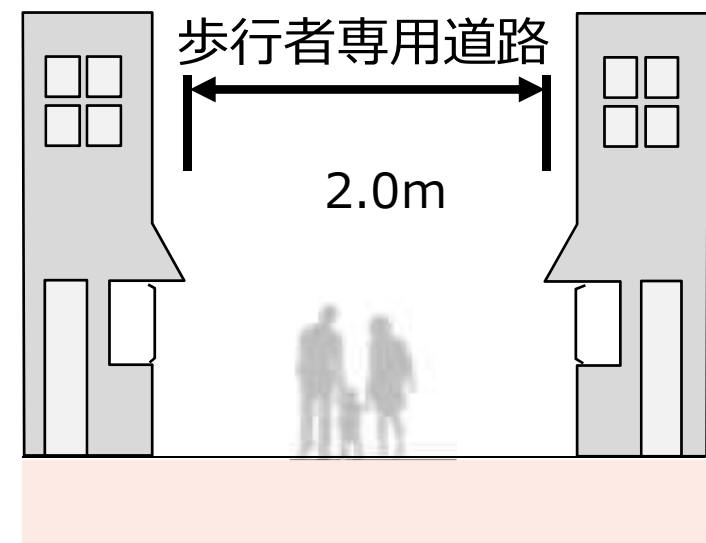
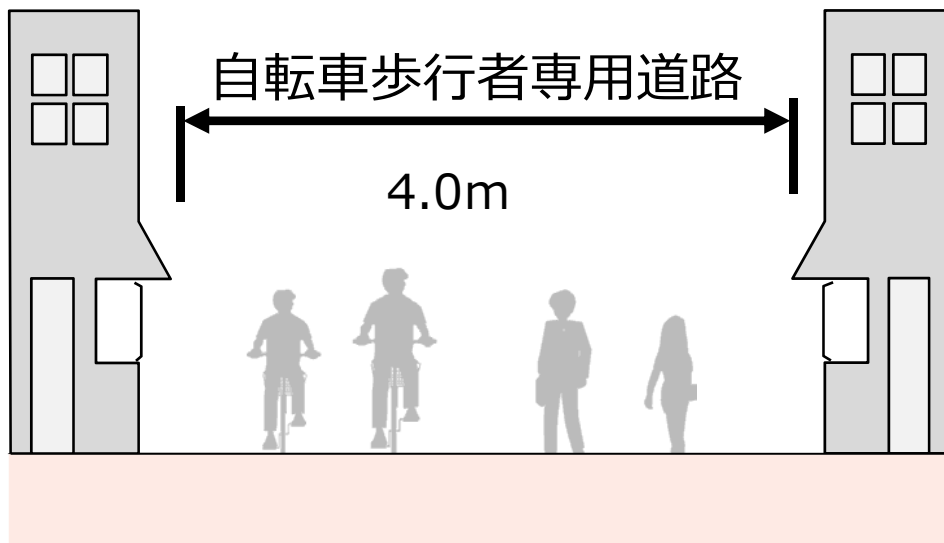
- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設ける

※既存の旅客ターミナル等のバリアフリー基準（公共交通移動等円滑化基準）を参考

【出典：国土交通省HP】

改正内容

自転車歩行者専用道路、
歩行者専用道路の基準
を追加



【出典：国土交通省HP】

県管理の自転車歩行者専用道路

浜松御前崎自転車道



静岡御前崎自転車道



| 道路名 | 延長 |
|-----------|------|
| 静岡御前崎自転車道 | 24km |
| 浜松御前崎自転車道 | 38km |
| 計 | 62km |

今後のスケジュール（想定）

本日の審議結果に基づきパブリックコメントなどを実施し、令和4年度内の県規則の改正に向けて手続きを進めていく。

| | 令和4年 | | | 令和5年 | | |
|-------|------|------------------|-------------|---------------|-----------------------|---|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 県規則改正 | | 11/18 道路技術審議会 | 審議会 意見対応 | パブリック コメント | パブリック コメント 意見対応 | 内部手続 (県公報など) ★ 県規則の改正 (公布・施行) |